

## 沿岸域の課題と対策は

### 藻場の再生 漁業者と共に

**問** 生活様式の多様化などにより、水質汚染やプラスチックゴミなどが海の生態系に大きな影響を及ぼしていることは、国境を越えての大きな問題となっている。

海的环境面から当町の方向性について問う。

**答** 尾崎 海洋森林課長

温暖化による海水温の上昇などにより沿岸域の藻場の衰退は著しく、漁業や海的环境に多大な影響を与えている。当町の海域も、カジメなど

の大型海藻類の消滅、岩場のサンゴ化も進み、また、熱帯域の魚種やオニヒトデが見受けられるようになった。

町は、田野浦、上川口地区の岩礁地帯で、食害生物のウニ駆除などにより、カジメの藻場の再生に向けて、漁業者とともに取り組んでいる。

**答** 藤本 住民課長

当町の海岸には、生活ゴミ、流木類も多数漂着している。この状況は、海岸沿いの自治体共有の課題で、幡多地域または高知県域で漂着ゴミの検討会等を設置し検討している。

海の水質汚染は、家庭で使用する合成洗剤が生活排水として直接河川に流れ出し、水質悪化の原因の一つとなっている。そのため、町は引き続き環境浄化微生物の普及に取り組み、毎年、講演会への呼び掛け、ポカシ作り講習会を開催している。併せて、町の広報でこれらの活動を町民の皆さんにお知らせしたい。

また、合併浄化槽の普及には、従来から補助金交付など

で支援している。

今後とも、環境浄化微生物の普及啓発に取り組みと共に、活動している団体との連携、支援を継続していく。



くろしお元気A | ポカシ作り講習会の一コマ

## 工事設計変更

### 議決の要否 判断時点は 受発注者の 変更手続き時に

**問** 設計変更時、議決の要否の判断はどの時点で行うのか。

**答** 森田 総務課長

請負金額が5千万円以下の工事に変更があった場合、変

更の内容を受注者と発注者側が確認をした上、設計変更の手続きを行う。この時点において、請負金額が5千万円を超える場合、議決を要する金額以上となるため、議会の議決を求めることになる。

**答** 森田 総務課長

変更前の契約金額範囲内で工事の調整し、施工することはできる。

根拠として、県の設計変更に関する事務取扱要領の規定で「工事にはその性格上、不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合がある。このような原因による設計変更は、契約の同一性を失わせない限度において工事請負契約書の規定に基づき一部変更することができる」により行っている。



みやがわ のりみつ 議員 宮川 徳光

素潜りでウニの駆除中



母藻の設置を